

# 新潟県 障害者虐待防止対策 支援専門委員会をご活用ください

新潟県では、市町村が抱える障害者虐待等の問題について、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職による支援専門委員会が助言を行う、標記事業を実施しております。

2020年11月の新潟県自立支援協議会権利擁護部会での協議を踏まえ、事業の対象が、**市町村担当課と基幹相談支援センター（市町村委託の相談支援事業所を含む）**に拡大しましたので、積極的に御活用ください（市町村におかれましては、事業対象となる基幹相談支援センターや市町村委託の相談支援事業所へ周知くださるようお願いいたします）。

## 支援専門委員の支援メニュー（支援内容）は以下の通りです

### Menu.1 個別ケースへの 助言

○虐待および権利擁護に係る困難事例を扱う**ケア会議やケース検討会等へ支援専門委員を派遣し、客観的・専門的助言を行います。**

○**虐待認定した事案だけでなく、虐待かどうか判断に迷う事案、施設従事者による権利侵害の事案、また、権利擁護支援の方法に行き詰っている事案、成年後見制度の利用が適当なのかどうか、等についてなどもご相談いただけます。**

○虐待事案の事実確認調査や面談の実施方法に係る助言も行います。

- 個別ケースの助言は、県で相談申込を受けたのち対応する専門職間で情報を共有・整理し、できる限り迅速にケース会議等への派遣（または電話相談、来所相談）に対応します。
- 支援が終了した事案の振り返り・検証にもご活用ください。

○障害者の虐待防止及び権利擁護に係る体制整備検討会などに、専門職を助言者として派遣し、支援体制整備に関する助言を行います。

### Menu.2 市町村の支援体制整備への 助言

### Menu.3 研修企画への アドバイザー派遣

○市町村が実施する地域の関係者等向けの障害者の権利擁護に関する研修会について、企画段階のアドバイザーとして専門職を派遣します。地域におけるより良い障害者権利擁護ネットワーク構築の視点で、研修の企画段階でアドバイザーとして参画し、ご協力いたします。

○企画会議へのアドバイザー派遣費用は無料ですが、研修講師として依頼する場合は、別途講師料等が必要となります。

## 利用方法

①市町村等から【県障害福祉課】へ利用希望をご連絡ください。

※Menu.1の場合は、ケースの概要がわかるアセスメント情報（県の所定の様式、または市町村の任意様式）を提出いただけます。

②県障害福祉課から専門職団体（窓口は新潟県社会福祉士会）へ派遣メンバーの選出を依頼します。併せて日程調整を行います。

③派遣メンバーにより、助言等の支援を実施します。

※Menu.1の場合は、支援の実施前に不足の情報等を相談者（市町村等）から収集します。